

公布された条例のあらまし

◇奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 市町村が処理する事務の追加
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可等に係る知事の権限に属する事務を関係市町村が処理することとした。
- 2 施行期日等
 - (1) 令和六年四月一日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

- 1 附属機関の設置
まほろば健康パークにおけるインクルーシブ機能に関する重要事項についての審議に関する事務を担当させることとした。
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

- 第一 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正
期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。
- (1) 令和五年度
十二月期 百分の百六十五 ↓ 百分の百七十五
 - (2) 令和六年度以降
六月期 百分の百六十五 ↓ 百分の百七十
十二月期 百分の百七十五 ↓ 百分の百七十
 - (3) 知事に支給する期末手当の支給割合は、当分の間、百分の百六十五とすることとした。

第二 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(1) 令和五年度

十二月期 百分の百六十五 ↓ 百分の百七十五

(2) 令和六年度以降

六月期 百分の百六十五 ↓ 百分の百七十

十二月期 百分の百七十五 ↓ 百分の百七十

第三 教育長の給与等に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(1) 令和五年度

十二月期 百分の百六十五 ↓ 百分の百七十五

(2) 令和六年度以降

六月期 百分の百六十五 ↓ 百分の百七十

十二月期 百分の百七十五 ↓ 百分の百七十

第四 施行期日等

1 令和五年十二月二十五日から施行することとした。ただし、第一の(2)、第二の(2)及び第三の(2)は、令和六年四月一日から施行することとした。

2 第一の(1)、第二の(1)及び第三の(1)は、令和五年十二月一日から適用することとした。

3 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第一 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全給料表の給料月額について、給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ改定することとした。

2 諸手当の改定

初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(一)適用の職員

月額 四一四、八〇〇円 ↓ 四一五、六〇〇円

イ 医療職給料表(一)適用の職員以外の医師等の職員

月額 五〇、八〇〇円 ↓ 五一、一〇〇円

(2) 期末手当(令和五年度)

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 百分の百十七・五 ↓ 百分の百二十七・五

(イ) 特定幹部職員

十二月期 百分の九十七・五 ↓ 百分の百七・五

イ 定年前再任用短時間勤務職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 百分の六十七・五 ↓ 百分の七十

(イ) 特定幹部職員

十二月期 百分の五十七・五 ↓ 百分の六十

(3) 期末手当(令和六年度以降)

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月期 百分の百十七・五 ↓ 百分の百二十二・五

十二月期 百分の百二十七・五 ↓ 百分の百二十二・五

(イ) 特定幹部職員

六月期 百分の九十七・五 ↓ 百分の百二・五

十二月期 百分の百七・五 ↓ 百分の百二・五

イ 定年前再任用短時間勤務職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月期 百分の六十七・五 ↓ 百分の六十八・七五

十二月期 百分の七十 ↓ 百分の六十八・七五

(イ) 特定幹部職員

六月期 百分の五十七・五 ↓ 百分の五十八・七五

十二月期 百分の六十 ↓ 百分の五十八・七五

(4) 勤勉手当(令和五年度)

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 百分の百 ↓ 百分の百五

(イ) 特定幹部職員

十二月期 百分の百二十 ↓ 百分の百二十五

イ 定年前再任用短時間勤務職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 百分の四十七・五 ↓ 百分の五十

(イ) 特定幹部職員

十二月期 百分の五十七・五 ↓ 百分の六十

(5) 勤勉手当（令和六年度以降）

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月期 百分の百 ↓ 百分の百二・五

十二月期 百分の百五 ↓ 百分の百二・五

(イ) 特定幹部職員

六月期 百分の百二十 ↓ 百分の百二十二・五

十二月期 百分の百二十五 ↓ 百分の百二十二・五

イ 定年前再任用短時間勤務職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月期 百分の四十七・五 ↓ 百分の四十八・七五

十二月期 百分の五十 ↓ 百分の四十八・七五

(イ) 特定幹部職員

六月期 百分の五十七・五 ↓ 百分の五十八・七五

十二月期 百分の六十 ↓ 百分の五十八・七五

3 会計年度任用職員の勤勉手当

会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するものとし、その支給については、次のとおりとすることとした。

(1) 第一号会計年度任用職員

ア 第一号会計年度任用職員に支給する勤勉手当は、第二号会計年度任用職

員に支給する勤勉手当との権衡を考慮して人事委員会規則で定めるところにより算出し、その支給方法は、職員の例によることとした。

イ アにかかわらず、条例の規定に該当する第一号会計年度任用職員には、勤勉手当を支給しないこととした。ただし、第二号会計年度任用職員との権衡上必要があると認められる者として人事委員会規則で定めるものについては、この限りでないこととした。

(2) 第二号会計年度任用職員

ア 第二号会計年度任用職員に支給する勤勉手当は、人事委員会規則で定めるところにより算出し、その支給方法は、職員の例によることとした。

イ アにかかわらず、任期が六月に満たない第二号会計年度任用職員には、勤勉手当を支給しないこととした。ただし、職員との権衡上必要があると認められる者として人事委員会規則で定めるものについては、この限りでないこととした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、特定任期付職員の給料月額を改定することとした。

2 期末手当の改定

期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(1) 令和五年度

十二月期 百分の百六十五 ↓ 百分の百七十五

(2) 令和六年度以降

六月期 百分の百六十五 ↓ 百分の百七十

十二月期 百分の百七十五 ↓ 百分の百七十

第三 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、任期付研究員の給料月額を改定することとした。

2 期末手当の改定

期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

- (1) 令和五年度
十二月期 百分の百六十五 ↓ 百分の百七十五
令和六年度以降

六月期 百分の百六十五 ↓ 百分の百七十
十二月期 百分の百七十五 ↓ 百分の百七十

第四 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- 1 育児休業をしている会計年度任用職員の勤勉手当の支給
育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前六か月以内の期間
において勤務した期間がある者に対しても、当該基準日に係る勤勉手当を支給
することとした。

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第五 施行期日等

- 1 令和五年十二月二十五日から施行することとした。ただし、第一の4は公布
の日から、第一の2の(3)及び(5)並びに3並びに第二の2の(2)並びに第三の2の
(2)並びに第四は令和六年四月一日から施行することとした。
- 2 第一の1及び2の(1)並びに第二の1並びに第三の1は令和五年四月一日から、
第一の4は同年九月一日から、第一の2の(2)及び(4)並びに第二の2の(1)並びに
第三の2の(1)は同年十二月一日から適用することとした。
- 3 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県手数料条例及び奈良県建設業者許可等証明手数料条例の一部を改正する条

例

第一 奈良県手数料条例の一部改正

法令の規定に基づき県以外のものに行わせる事務に係る手数料として、次の
手数料を追加することとした。

- (1) 二級建築士又は木造建築士登録手数料
(2) 二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書書換え交付手数料
(3) 二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書再交付手数料
(4) 建築士事務所登録申請手数料

(5) 建築士事務所更新登録申請手数料

第二 奈良県建設業者許可等証明手数料条例の一部改正

1 建築士法の登録を受けた者に関する証明を県以外のものに行わせるときは、当該証明に係る手数料は、当該県以外のものに納めなければならないこととし、当該県以外のものの収入とすることとする事とした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第三 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

1 負担金を徴収する国営土地改良事業

負担金を徴収する国営土地改良事業として、国営五条吉野土地改良事業（国営施設応急対策）を加えることとした。

2 負担金の徴収方法

1の事業に係る負担金の徴収方法は、支払期間を十七年（うち据置期間二年）、利率を土地改良法施行令に規定する農林水産大臣の定める率とする元利均等年賦支払とすることとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

公布の日から施行することとした。